

予算編成要領

1. 予算編成に当たって

(経済・社会環境と財政状況)

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 5 類へ引き下げられたことにより、コロナ禍からの脱却が進み、インバウンド需要の回復とサービス消費の持ち直しが期待され、景気回復は続くと思込まれる。しかし、国際情勢や物価高騰を背景にその回復基調は鈍化していくと予想され、本市においても物価高騰の影響により、令和 6 年度においても経常経費の増加により、厳しい財政状況になることが予測される。
- ▶ 財政指標等は中核市の中でも下位にある項目が多い状況が続いているが、これまでの行財政改革により一定の成果は見られるため、今後も引き続き改善に向けた取組を進める。

(方向性)

- ▶ 創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化や行政課題や市民ニーズの変化に的確に対応するため、既存事業の見直しや手法の変更及び行政事務の効率化を進め、厳しい財源の状況においても、歳入歳出の収支の均衡をしっかりと堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図る。
- ▶ 予算編成事務に係る長時間労働を縮減するため、要求事務手続の簡素化、政策決定の早期化による予算編成事務の効率化と平準化を図る。

2. 歳入に関する事項

- (1) 新たな事業のみならず既存の事業についても、決して財源の見逃しのないよう国・県の補助制度・他団体の助成制度について、幅広い視点から検討のうえ、積極的に活用し財源の確保に努めること。(市単独事業で国・県の補助制度がないものについては、関係機関へ積極的に要望を行い、市負担の軽減に努めること。)
- (2) 企業からの協賛(企業版ふるさと納税等)やクラウドファンディングなどが検討できる事業については、各所属の努力のもとで財源確保の方策をまとめた上で、予算要求すること。
- (3) 歳入の見積りに当たっては、過去の実績、国の予算編成及び社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 建築から 10 年以上経過している施設については、今後の在り方を検討し、施設の方向性を示したうえで改修費等を要求すること。
 - ・施設の効用を發揮するための修繕等は所要額を確保すること。
 - ・緊急性が高いものから実施するなど、計画的かつ効率的な対応に努めること。
 - ・見積書は民間事業者から徴取し市場価格を意識して見積ること。
- (2) 歳出の見積りに当たっては、行政と民間の役割、事務事業の必要性を厳しく洗い直し、目的達成のために最も効果的・効率的な方法か、また最少のコスト・人員で実施しているかといった観点から、行政としての責任を果たしつつ、事業実施による効果検証、業務の効率化及び超過勤務の削減を念頭に置いて要求すること。

【事務処理要領】

4. 要求スケジュール

(1) 書類提出

- ・新規施策調整項目一覧等※ 9月1日（金）締切
※国等の制度改正の対応に伴う経費及び投資的経費は提出不要
- ・その他経費事業計画書等 9月22日（金）締切
- ・新規的・投資的経費事業計画書等 10月6日（金）締切

(2) ヒアリング

- ・新規施策調整にかかる市長ヒアリング（部単位で実施）9月中旬以降（予定）
新規施策調整項目一覧等により新規事業の実施の有無や規模を調整する。
- ・新規的・投資的経費にかかる市長ヒアリング 11月初旬以降（予定）
- ・総務部長ヒアリングは必要に応じて実施。実施する場合は別途連絡する。

5. 予算要求区分

予算要求にあたっては、各事業の今後の方向性を見定め、優先順位の決定や財源の配分など部局内の予算調整を徹底し、各部局・各課の主体性と責任のもと行うこと。

なお、予算要求事務に当たり、要求書の編綴及びシステム入力については、以下のとおり区分して行うものとする。

(1) 投資的経費

原則として緊急性の高い事業に限る。

- ①補助事業・単独事業とも、必要最小限の額を見積ること（債務負担行為既定事業を除く。）。また、国庫補助・交付金等の本要望の済んでいるものについても内示率を踏まえた予算とする。
- ②事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討したうえ、個別施設計画等の適切な計画のもと優先順位を検討し計上すること。また、原則、次年度に繰り越すことのないよう、年間計画及び事業量を精査すること。
- ③適債性のある事業においては、個別施設計画に位置付けられた事業を対象とする公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化、集約化・複合化、転用、ユニバーサルデザイン化事業等）や緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債などの交付税措置のある地方債の活用を十分に検討すること。また、施設の新築、改修の際には、省エネルギー基準や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）基準相当に適合させることで交付税措置のある脱炭素化推進事業債の活用の可能性があることから、後年度における光熱費の削減効果等も踏まえ、脱炭素化社会の実現への取組としても検討すること。

(2) 新規的経費

令和6年度から新たに実施する事務事業及び制度等を拡充して実施する事務事業であり、緊急性の高い事業、制度改正に伴う事業の他、総合計画や総合戦略に掲げられている事業やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進及び行財政改革に繋がる事業。

(3) その他経費

- ①義務的経費や継続的な事業を中心とし、各部局における徹底した検討と厳しい精査のもと令和5年度当初予算額の一般財源に相当する額の範囲で見積もること（②の経費を除く。）。新たに必要な経費がある場合は相当額のスクラップや事業の実施方法の見直しによる削減等を行うこと（事業計画書の該当経費に増減理由及び「～の削減により経費を捻出」などの説明を記入すること。）。また、一時的に負担が増えても中期的（2～5年程度）には歳出削減・歳入増加につながる事業については、提出する関連資料の中で効果額を示すこと。
- ②以下の経費については、必要性・所要額を厳しく見直し、必要最小限の額で見積もること。
 - ・法定受託事務等に係る歳入対応歳出（国庫委託金等による統計調査等）
 - ・人件費（報酬、会計年度任用職員に係る経費は除く）
 - ・扶助費等
 - ・特別会計、公営企業会計への繰出金等
 - ・公債費
 - ・市税還付及び還付加算金

6. 留意点

- (1) 独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、一般会計からの繰入金・補助金等に財源を求めないこと。いずれの会計においても予算編成方針の趣旨に則り、編成すること。
- (2) 外郭団体については、市負担の軽減と外郭団体が担う行政サービス向上の二点を意識し、業務のスリム化と限られたリソースの有効活用による効率的な団体運営を促すこと。
- (3) 全庁一丸となって行財政改革を推進するため、各課において、事業の見直しや事務の効率化を徹底して行うこと。

要求に当たり、令和6年度の事業見直し等を各課で検討し、事業見直し計画書を提出すること（歳出の削減や新たな歳入の確保を図るもののほか、経費は変わらないが、政策効果を向上させるための工夫、手続きの簡略化など予算編成における取組についても記入すること。）
- (4) 歳入の見積りに当たり、次のとおり留意し的確に計上すること。
 - ①市税、地方交付税、地方譲与税及び各種交付金は、税制改正や地方財政対策の動向を十分見極め、的確な見積額を計上すること。
 - ②使用料及び手数料、分担金及び負担金等は、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向を把握したうえで、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。
 - ③国・県支出金は、国県の施策の動向を的確に把握するとともに、国県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査したうえで、その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価等の把握に努め、過

大見積りや超過負担を招くことがないよう的確な見積額を計上すること。

- ④市有財産については、具体的な利用計画のない用地の処分や各所管財産の貸付など有効活用を検討すること。
- ⑤広告収入の確保やネーミングライツの導入など、新たな歳入確保に積極的かつ貪欲に努めること。

(5) 歳出については、事業の優先順位を改めて見直し、次の点に留意し選択と集中により効率的な配分を行うこと。

- ①人件費は、超過勤務縮減、退職・育児休業等による節減等を精査し、年間所要額を見積ること。会計年度任用職員等については、業務遂行上の課題を洗い出し、効率的・効果的に活用すること。
- ②扶助費は、対象人数・単価等を的確に把握し、国庫補助等を伴うものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査し、市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について思慮を重ねたうえで、自己負担額や支給基準等の見直し・廃止を検討し所要額を適正に見積ること。

(6) 日額・時間額、月額会計年度任用職員の報酬（時間外勤務、夜間勤務等に係る報酬を含む。以下同じ。）、職員手当等、費用弁償（以下「報酬等」という。）については、社会保険料の事業主となっている課の報酬等及び選挙関係費用など事業に係る報酬等を除き、原則として人事課から要求する。

また、事業に係る会計年度任用職員については、昨年度と同様に各課で要求し、人事課での確認・精査を経て人事課に配当することとする。

(7) これまでの包括外部監査及び監査委員からの指摘があった事項について、歳入の増加、歳出の削減、執行科目等、予算に影響を及ぼすものについては、措置を講じたうえで事業計画を見直し予算要求をすること。